

**令和3年度オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業
広島県オリンピック・パラリンピック教育推進事業 実施要項**

広島県教育委員会

1 趣旨

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成するため、広島県内の学校においてオリンピック・パラリンピック教育の取組の充実を図る。

それらの成果等を県内に普及すること等により、児童生徒のスポーツに対する学びを深め、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進する。

2 事業内容

(1) 広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、上記1に示す趣旨の下、スポーツ庁「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック教育地域拠点）」を受託し、本事業を実施する。

(2) 県教育委員会は、原則、令和2年度の「広島県コンソーシアム推進校※（以下、推進校という。）」から応募のあった学校を令和3年度の推進校として指定する。

※ 本事業を実施するに当たり、広島県においてオリンピック・パラリンピック教育を推進するための共同事業体（広島県教育委員会・広島大学・推進校）

(3) 推進校の指定を受けようとする学校は、別紙様式により実施計画書を作成し、別途定める日までに県教育委員会に提出する。

(4) 県教育委員会は、本事業の趣旨や具体的な内容等、オリンピック・パラリンピック教育を推進するため指導法等についての理解を深めること等をねらいとした「オリンピック・パラリンピック教育推進セミナー」を実施する。なお、本セミナーには、県内の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の取組の充実を図る観点から、推進校のオリンピック・パラリンピック教育推進担当者等に加え、各教育事務所等、各市町教育委員会（広島市教育委員会を除く。）の指導主事等及び推進校以外の学校に所属する教職員等の参加を認めるものとし、研修内容等の普及を目指す。

(5) 県教育委員会は、令和3年度の推進校等における実践例の共有や令和4年度以降の取組の方向性を定めることをねらいとし、推進校所管の教育事務所等及び市町教育委員会の指導主事等や推進校におけるオリンピック・パラリンピック教育推進担当者等を対象とした「広島県コンソーシアムワークショップ」を実施する。

- (6) 推進校は、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、以下の3点について、取組の充実を図り、その成果を普及する。
- ア オリンピック・パラリンピック教育の要素を取り入れた授業づくりや教材等の開発
イ 『オリンピック・パラリンピックの価値に着目した体育科、保健体育科のモデル授業』、『オリンピック・パラリンピック教育の要素を取り入れた実践事例』及び『「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」事業実施報告書』の作成
ウ 「オリンピック・パラリンピック教育推進セミナー」、「広島県コンソーシアムワークショップ」等へのオリンピック・パラリンピック教育推進担当等の参加
- (7) 推進校は、オリンピック・パラリンピック教育の要素を取り入れた授業づくりや教材等の開発のために必要であると判断した場合に、オリンピック、パラリンピアン等を講師とした出張授業等の実施を希望することができる。なお、出張授業等の実施を希望する推進校は、希望する旨を別紙様式実施計画書に記載すること。
- (8) 県教育委員会は、推進校の希望に応じて、出張授業等の講師（オリンピック、パラリンピアン等）と出張授業実施に向けた日程調整及び事務等を行う。
- (9) 県教育委員会は、推進校所管の市町教育委員会と連携し、推進校に対し、本事業の実施に関して必要な指導、助言を行う。

3 今後の予定

- 5月初旬 推進校決定
7月初旬 オリンピック・パラリンピック教育推進セミナーの開催
7月下旬 出張授業等実施日及び講師の決定
7月下旬～12月 出張授業等の実施
令和4年1月 広島県コンソーシアムワークショップの開催

※オリ・パラ教育授業づくり研究協議会は、必要に応じて開催します。

4 その他

この要項に定めがない場合又は要項に依り難い場合は、県教育委員会と協議するものとする。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。